

磯医院訪問看護ステーション

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団源会が開設する磯医院訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の事業(以下「事業」という。)は、高齢者等が要介護状態等(以下「利用者」という。)となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、ステーションの看護職員又はその他の従業者(以下「看護職員等」という。)が、事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 法人理念の一地域と共に「ひとに優しい医療と介護」に基づき、利用者やその家族が、居宅において安全で安心して過ごすことができるよう訪問看護の提供に努める。
- (2) 事業の実施に当たっては、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- (3) ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- (4) ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「看護師等」という。)又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行つてはならない。

3 ステーションはサービス提供困難時には、主治医及び居宅介護支援事業所への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業所等を紹介する等の措置を速やかに講じる。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 磯医院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 東京都荒川区南千住5-9-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者； 看護師若しくは保健師 1名
ステーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

(2) 看護職員；保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)

訪問看護計画書、報告書の作成(准看護師を除く)、訪問看護を担当する

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士； 適当数

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する

(4) 事務員 適当数 必要な事務を行う

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日まで(国民の祝日、年末年始を除く。)

(2) 営業時間 午前9時から午後5時まで

(3) 時間外 利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の内容)

第8条 主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

2 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

3 療養上の世話として、清拭や洗髪等による清潔の管理と援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケアに関すること等を実施する。

4 診療の補助として褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置等を実施する。

5 リハビリテーションに関する実施する。

6 家族の支援として、家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理等を実施する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、荒川区(南千住、荒川、東日暮里)、台東区(三ノ輪1~2丁目、根岸3~5丁目、竜泉1~3丁目)の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額での利用者の負担割合に応じた利用料金の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問リハビリテーションを利用する場合、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。利用料の額とその他の費用は別紙に定める料金表のとおりとする。

2 前条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、公共交通機関を利用した場合のみ、その実費(往復分)を徴収する。

3 事前に確認した利用者は訪問看護と連携して行われる死後の処置料を徴収する。

(緊急時、事故発生時の対応)

第11条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 看護師等は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うものとする。
- 3 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- 4 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(相談・苦情対応)

第12条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(人権の擁護、虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待・身体拘束の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待を防止するための従業者に対する年1回以上の研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) 虐待防止検討委員会の開催
 - (4) 虐待の防止のための指針の整備
 - (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者の任命
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 ステーションは、訪問看護提供中に、虐待等又はセルフ・ネグレクト、身体拘束等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村等関係者に通報します。

(衛生管理等に関する事項)

第14条 事業所は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 感染症対策に関する委員会の開催
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 感染症対策に関する研修の実施
- (4) 感染症対策に関する訓練(シミュレーション)の実施

(業務継続に向けた取組に関する事項)

第15条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう次のとおり行う。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 業務継続に向けた研修の実施
- (3) 業務継続に向けた訓練(シミュレーション)の実施

(ハラスメント対策に関する事項)

第16条 事業主は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより看護職員等の就業環境が害されることを防止する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(身体拘束に関する事項)

第17条 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体拘束の事案を発見した場合は、速やかに、関係者への確認を行います。

(その他の運営についての留意事項)

第18条 ステーションは、看護職員等の資質の向上を図るため、前条の事項、認知症ケア等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2月以内
 - (2) 認知症に関する研修 年各1回
- 2 看護職員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 看護職員等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を看護職員等との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは、訪問看護に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了日から2年間保管を行うものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人財団源会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は平成31年2月1日から施行する。

この規定を令和元年10月1日より改訂する。

この規定を令和3年4月1日より改訂する。

この規定を令和6年6月1日より改訂する。

料金表

① 介護保険

*訪問看護費(要介護1～要介護5)

看護師 (准看護師は右記料金の90%)	20分未満	3,580円/回
	20分以上30分未満	5,370円/回
	30分以上60分未満	9,382円/回
	60分以上90分未満	12,859円/回
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1回20分	3,352円/回
定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携要介護5の方の加算	33,755円/月 (准看護師が1回でも訪問有は98%)	
	9,120円/月	

*介護予防訪問看護費(要支援1～要支援2)

看護師 (准看護師は右記料金の90%)	20分未満	3,454円/回
	20分以上30分未満	5,141円/回
	30分以上60分未満	9,052円/回
	60分以上90分未満	12,426円/回
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1回20分	3,238円/回
	3回以上の減算	50%減算/回
	12か月超の減算	91円/回

*加算 (△訪問看護、▲介護予防訪問看護。それ以外は訪問看護、介護予防訪問看護共通)

緊急時訪問看護加算(I)	6,840円/月	緊急時訪問看護加算(II)	6,544円/月
専門管理加算	2,850円/月	ターミナルケア加算	28,500円/回
初回加算(I)	3,990円/回	初回加算(II)	3,420円/回
退院時共同指導加算	6,840円/回	口腔連携強化加算	570円/月
特別管理加算I	5,700円/月	特別管理加算II	2,850円/月
サービス提供体制強化加算(I)	68円/回	サービス提供体制強化加算(II)	34円/回
複数名訪問加算I		複数名訪問加算II	
2,895円/30分未満	4,582円/30分以上	2,291円/30分未満	3,613円/30分以上
長時間訪問管理加算	3,420円(90分超)	深夜加算(22時～6時)	基本報酬の50%
早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)加算		基本報酬の25%	
△看護体制強化加算(I)	6,270円/月	△看護体制強化加算(II)	2,280円/月
▲看護体制強化加算	1,140円/月	△介護連携強化加算	2,850円/月
サービス提供体制強化(I)	68円/回	サービス提供体制強化(II)	34円/回

・緊急時訪問加算は算定の同意を得た方に算定致します。

・上記以外の加算につきましては条件に合致した際に算定致します。加算算定時は訪問看護計画書等で予め説明の上算定致します。

【減算】

高齢者虐待防止措置・業務継続計画未策定	所定単位数の100分の1単位
---------------------	----------------

② 医療保険

訪問看護基本療養費	週3日まで	5,550円/日 (准看護師以外)	5,050円/日 (准看護師)
	週4日以降	6,550円/日 (准看護師以外)	6,050円/日 (准看護師)
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師		12,850円/月1回
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550円/日
精神科訪問看護 基本療養費	週3日まで	5,550円/日 (30分以上)	4,250円/日 (30分未満)
	週4日以降	6,550円/日 (30分以上)	5,100円/日 (30分未満)

*訪問看護管理療養費

月の初日	7,670円/日	月の2日目以降	3,000円/日
------	----------	---------	----------

*加算 (△訪問看護、▲精神科訪問看護。それ以外は訪問看護、精神科訪問看護共通)

複数回訪問加算	4,500円(1日2回) 8,000円(1日3回以上)
緊急訪問看護加算	月14日目まで 2,650円/日 月15日目以降 2,000円/日
長時間訪問看護加算*2	5,200円/週1日若しく週3日
複数名訪問看護加算△ *2	イ 4,500円 ロ 3,800円 ハ 3,000円 ニ ①3,000円 ②6,000円 ③10,000円
複数名訪問看護加算▲ *2	イ (I)4,500円 (II)9,000円 (III)14,500円 ロ (I)3,800円 (II)7,600円 (III)12,400円 ハ (I)3,000円 (II)2,700円

早朝・夜間加算	2,100円/回	深夜加算	4,200円/回
24時間対応体制加算	(イ)6,800円/月 (ロ)6,520円/月		
特別管理加算*1	5,000円/月 又は 2,500円/月		
退院時共同指導加算*1*2	8,000円/回	在宅患者連携指導加算	3,000円/月
退院支援指導加算*1	6,000円/回 又は 8,400円/回		
緊急時等カンファレンス加算	2,000円(月2回まで)	看護・介護職員連携強化加算	2,500円(月1回)
専門管理加算	2,500円(月1回)	情報提供療養費	1,500円(月1回)
ターミナルケア療養費	25,000円/回		

* 1 定められた利用者の状態により加算額が変わります。

* 2 定められた区分に従いいずれかを定められた回数加算します。

・24時間対応体制加算は算定の同意を得た方のみ算定します。

・上記以外の加算につきましては条件に合致した際に算定します。加算算定期は訪問看護計画書等で予め説明します。

○ お支払い額=(基本療養費+訪問看護管理療養費+加算{条件に合致した場合}) × 負担割合

○ 重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は自己負担額が変わります。

③その他の料金

* キャンセル料 (前日 17 時までに連絡ない際・緊急時は除く) 3,000円 (税別)

* エンゼルケア料 (死亡時の処置) 8 時半~17 時 20,000円 (税別)

17 時 ~8 時半 30,000円 (税別)

* 交通費 (サービス提供地域外の方) 公共交通機関の掛かった実費の往復分

* 保険外訪問看護 (30分毎) 6,000円 (税別)

重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	医療法人財団源会
法人所在地	東京都荒川区南千住1-56-10
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 磯 裕明
電話番号	03-3807-8171

2 運営の目的

訪問看護は、高齢者等が要介護状態等(以下「利用者」という。)となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できる支援をすることを目的としています。

3 運営の方針

前項に示した目的に沿って、事業所では以下の運営方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

- (1) 法人理念の一地域と共に「ひとに優しい医療と介護」に基づき、利用者やその家族が、居宅において安全で安心して過すことができるようサービス提供に努めます。
- (2) 事業の実施に当たっては、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- (3) 事業の実施に当たっては、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。
- (4) 事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。
- (5) 事業の実施に当たっては、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講じています。事業の提供中に、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (6) 事業の実施に当たっては、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みを行います。
- (7) 事業の実施に当たっては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを行います。
- (8) 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより看護職員等の就業環境が害されることを防止する取り組みを行います。
- (9) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ないません。身体拘束の事案を発見した場合は、速やかに、関係者への確認を行います。

4 概要

(1)訪問看護ステーションの指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	磯医院訪問看護ステーション
所 在 地	東京都荒川区南千住5-9-1
介護保険指定番号	1361890047

サービス提供地域	荒川区(南千住、荒川、東日暮里) 台東区(三ノ輪1~2丁目、根岸3~5丁目、竜泉1~3丁目)
----------	---

(2)職員体制

職 員	員 数	業 務 内 容
管 理 者	1人	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います
看 護 職 員	常勤換算2,5人以上 (内、常勤1名以上)	訪問看護計画書、報告書の作成(准看護師を除く) 訪問看護を担当
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	適当数	看護職員の代わりに、看護業務の一環としての リハビリテーションを担当
事 務 員	適当数	必要な事務を行います

(3)営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日まで(祝日、12月30日～1月3日は除く)
営 業 時 間	午前9時から午後5時まで
時 間 外	加算算定を行う利用者や家族からの電話等による連絡体制を整備しています。

(4)訪問看護の内容

- 主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画を作成し訪問看護を実施します。
- 療養上のケアとし、清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケアを行います。
- 診療の補助とし、褥瘡の予防・処置、カテール管理等の医療処置を行います。
- リハビリテーションに関するこを行います。
- 家族への療養上の指導・相談等を行います。

(5)訪問看護の提供

- 訪問看護提供に先立って、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、各保険の負担割合証等を確認させて頂きます。その内容に変更があった際は速やかに事業所にご連絡下さい。
- 訪問看護計画書は、利用者に係る居宅介護支援事業所が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある際にはそれに基づき、主治医の指示並びに利用者の心身の状況、利用者や家族の意向を踏まえて作成し、利用者又は家族(以下「利用者等」)にその内容を説明致します。
- 訪問看護計画は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更する事ができます。

(6)利用料金(利用料の額とその他の費用は料金表のとおりです。)

- 利用料の額は、厚生労働大臣が定める額で利用者の負担割合に応じた利用料金をお支払い頂きます。法律改正等で利用料の変更があった際はそれに準じます。
- 基本料金のほかに、各種加算・減算がステーションの体制や医療機器の使用等によってございます。
- 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担となります。
- 交通費はサービス提供地域を超えてサービスを提供する際にお支払い頂く場合があります。
- 訪問看護提供時に必要な光熱費、電話費等はご負担頂きます。

(7)お支払い方法

原則として、1月毎の利用料金を翌月の27日に口座振替でお支払い頂きます。ただし、口座振替が困難な際は現金でのお支払いも可能です。

5 サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 予定されていた訪問看護を利用者等の都合により中止する場合には、必ず事業所まで速やかにご連絡下さい。前日の 17 時までにご連絡ない際はキャンセル料を頂く場合がございます(緊急時は除きます)。
- ・ 予定されている訪問時間につきましては、業務上遅延や変更する場合もありますので予めご了承下さい。
- ・ 自然災害等や事業所の都合で、訪問看護を中止させて頂く場合もありますので予めご了承下さい。

6 利用者からの相談または苦情に対応する事項

(1) 事業所相談窓口

相談窓口	管理者
担当者	三島 貴子
電話番号	03-5615-2760
対応時間	平日(月)～(金)、午前10時～午後4時

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに苦情申し立て者と連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を速やかに苦情申し立て者に伝えます。

(3) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

荒川区役所介護保険課	03-3802-3111(代表)
台東区役所介護保険課	03-5246-1111(代表)
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177(介護相談窓口)

7 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護サービス提供の過程において発生した事故は、下記のとおりの対応を致します。

- ・ 事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに区市町村(保険者)、家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に報告します。
- ・ 上記の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し区市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

8 秘密の保持

- ・ 事業者及び看護職員等は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・ 事業者は、利用者等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。

料金表

① 介護保険

*訪問看護費(要介護1～要介護5)

看護師 (准看護師は右記料金の90%)	20分未満	3,580円 /回
	20分以上30分未満	5,370円 /回
	30分以上60分未満	9,382円 /回
	60分以上90分未満	12,859円 /回
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1回20分	3,352円 /回
定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携 要介護5の方の加算	33,755円 /月 (准看護師が1回でも訪問有は98%)	
	9,120円 /月	

*介護予防訪問看護費(要支援1～要支援2)

看護師 (准看護師は右記料金の90%)	20分未満	3,454円 /回
	20分以上30分未満	5,141円 /回
	30分以上60分未満	9,052円 /回
	60分以上90分未満	12,426円 /回
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1回20分	3,238円 /回
	3回以上の減算	50%減算 /回
	12か月超の減算	91円 /回

*加算 (△訪問看護、▲介護予防訪問看護。それ以外は訪問看護、介護予防訪問看護共通)

緊急時訪問看護加算(I)	6,840円/月	緊急時訪問看護加算(II)	6,544円/月
専門管理加算	2,850円/月	ターミナルケア加算	28,500円/回
初回加算(I)	3,990円/回	初回加算(II)	3,420円/回
退院時共同指導加算	6,840円/回	口腔連携強化加算	570円/月
特別管理加算 I	5,700円/月	特別管理加算 II	2,850円/月
サービス提供体制強化加算 (I)	68円/回	サービス提供体制強化加算 (II)	34円/回
複数名訪問加算 I		複数名訪問加算 II	
2,895円/30分未満	4,582円/30分以上	2,291円/30分未満	3,613円/30分以上
長時間訪問管理加算	3,420円(90分超)	深夜加算(22時～6時)	基本報酬の50%
早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)加算		基本報酬の25%	
△看護体制強化加算(I)	6,270円 /月	△看護体制強化加算(II)	2,280円 /月
▲看護体制強化加算	1,140円 /月	△介護連携強化加算	2,850円 /月
サービス提供体制強化	68円 /回	サービス提供体制強化	34円 /回

・緊急時訪問看護加算は算定の同意を得た方に算定致します。

・上記以外の加算につきましては条件に合致した際に算定致します。加算算定時は訪問看護計画書等で予め説明の上算定致します。

[減算]

高齢者虐待防止措置・業務継続計画未策定	所定単位数の100分の1単位
---------------------	----------------

② 医療保険

訪問看護基本療養費	週3日まで	5,550円/日 (准看護師以外)	5,050円/日 (准看護師)
	週4日以降	6,550円/日 (准看護師以外)	6,050円/日 (准看護師)
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師		12,850円/月1回
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550円/日
精神科訪問看護 基本療養費	週3日まで	5,550円/日 (30分以上)	4,250円/日 (30分未満)
	週4日以降	6,550円/日 (30分以上)	5,100円/日 (30分未満)

*訪問看護管理療養費

月の初日	7,670円/日	月の2日目以降	3,000円/日
------	----------	---------	----------

*加算 (△訪問看護、▲精神科訪問看護。それ以外は訪問看護、精神科訪問看護共通)

複数回訪問加算	4,500円(1日2回) 8,000円(1日3回以上)		
緊急訪問看護加算	月14日目まで 2,650円/日 月15日目以降 2,000円/日		
長時間訪問看護加算*2	5,200円/週1日若しく週3日		
複数名訪問看護加算 △*2	イ 4,500円 ロ 3,800円 ハ 3,000円 ニ①3,000円 ②6,000円 ③10,000円		
複数名訪問看護加算 ▲*2	イ (I)4,500円 (II)9,000円 (III)14,500円 ロ (I)3,800円 (II)7,600円 (III)12,400円 ハ (I)3,000円 (II)2,700円		
早朝・夜間加算	2,100円/回	深夜加算	4,200円/回
24時間対応体制加算	(イ)6,800円/月 (ロ)6,520円/月		
特別管理加算*1	5,000円/月 又は 2,500円/月		
退院時共同指導加算*1*2	8,000円/回	在宅患者連携指導加算	3,000円/月
退院支援指導加算*1	6,000円/回 又は 8,400円/回		
緊急時等カンファレンス加算	2,000円(月2回まで)	看護・介護職員連携強化加算	2,500円(月1回)
専門管理加算	2,500円(月1回)	情報提供療養費	1,500円(月1回)
ターミナルケア療養費	25,000円/回		

* 1 定められた利用者の状態により加算額が変わります。

* 2 定められた区分に従いいずれかを定められた回数加算します。

- 24時間対応体制加算は算定の同意を得た方のみ算定します。それ以外の加算につきましては条件に合致した際に算定します。加算算定時は訪問看護計画書等で予め説明します。
- お支払い額=(基本療養費+訪問看護管理療養費+加算{条件に合致した場合}) ×負担割合
- 重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は自己負担額が変わります。

③その他の料金

* キャンセル料 (前日 17 時までに連絡ない際・緊急時は除く) 3,000円 (税別)

* エンゼルケア料 (死亡時の処置) 8 時半～17 時 20,000円 (税別)

17 時～8 時半 30,000円 (税別)

* 交通費 (サービス提供地域外の方) 公共交通機関の掛かった実費の往復分

* 保険外訪問看護 (30 分毎) 6,000円 (税別)